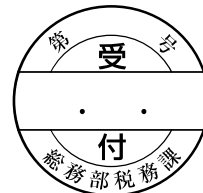


課 長	補 佐	係 長	係 員



認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

☎ ()

地方税法附則第15条の7第1項から第2項及び石垣市税条例附則第10条の3第2項の規定により、下記のとおり申告します。

家屋に関する項目	所在地	石垣市			階 層	地上 地下	階 階
	主体構造				屋 根 形 状		
	用 途				延 床 面 積	m ²	
	建築年月日	年 月 日 新築			課税標準額	円	
					税相当額	円	
登記／未登記の別	☐ 登記 ☐ 未登記	家屋 番号		一棟コード			
所有者	住 所				住民コード		
	氏 名			備 考			
新築の翌年の1月31日までに申告できなかった理由							
必要となる添付書類		認定された長期優良住宅であることを証する長期優良住宅認定通知書の写し					

- 【減額要件】※すべて満たすこと
- 令和8年3月31日までに新築された住宅であること。
 - 長期優良住宅として行政庁（沖縄県）の認定を受けて新築されたものであること。
 - 住宅の種類に応じ、次の要件を満たすこと。
 - 専用住宅：1戸あたり床面積が50～280m²
 - 1戸建て以外の貸家住宅：1戸あたり床面積が40～280m²
 - 併用住宅：居住部分の割合が2分の1以上で居住部分の床面積が50～280m²※区分所有家屋の場合、床面積とは専有部分の床面積に按分された共用部分を加えた面積とする。
 - 新築の翌年の1月31日までにこの申告を行うこと。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合はこの限りでない。

- 【減額内容】
- 1戸あたりの居住部分（120m²を超える場合は120m²）に相当する固定資産税額の2分の1を次のとおり減額
- 一般の住宅：新築後5年間
 - 3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅：新築後7年間

処 理 欄	調 査 方 法	☐ 現場確認 ☐ 写真確認	調 査 年 月 日		調 査 員		減 額 適 用 年 度 等		シ ス テ ム
			年 月 日				年 度		処理者
	摘 要			適用床面積			適用前税相当額 円		処理日
				m ²					